

[事案 2024-119] 新契約無効等請求

・令和7年3月12日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年11月に募集代理店を通じて契約した医療保険（契約②）について、募集人から、自分は医療保険に加入していないと言われたため契約したが、実際には平成23年8月に契約した医療保険（契約①）が存在しており、契約②の契約時に契約①が解約されていることから、契約②の無効と契約①の復活を求める。

<保険会社の主張>

契約②の契約手続は、契約①からの乗換であることを募集人から申立人に説明した上で行っているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約②の契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。